

人間文化研究機構基幹研究プロジェクト評価委員会設置要項

平成28年11月28日
機 構 長 決 定
令和2年3月30日改正
令和4年3月28日改正

(設置)

第1条 人間文化研究機構総合人間文化研究推進センター（以下「推進センター」という。）の基幹研究プロジェクトを評価するため、機構に人間文化研究機構基幹研究プロジェクト評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、本要項の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、基幹研究プロジェクトの研究分野に関し学識経験を有する機構外の者のうちから機構長が委嘱する委員で組織する。

2 委員会には、基幹研究プロジェクトの類型に応じて、評価部会を置くことができる。

(任期)

第3条 前条第1項の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 委員会は、広領域連携型及びネットワーク型基幹研究プロジェクトに係る基本計画の進捗状況の確認及び評価を行い、その結果を機構長に報告する。

(運営)

第5条 機構長は、委員会を招集する。

2 委員会に議長を置き、議長は委員の互選による。

3 議長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は、委員の過半数の出席を得て開催し、議事は出席委員の過半数により決する。

6 その他委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成28年11月28日から施行する。

2 この要項の制定によって選出される最初の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。